

令和5年6月26日
電力・ガス取引監視等委員会

株式会社グランデータに対する業務改善勧告を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第66条の12第1項の規定に基づき、株式会社グランデータに対して業務改善勧告を行いました。

1. 概要

株式会社グランデータ(以下「グランデータ」といいます。)は、令和4年5月1日付けで電気の小売供給契約の変更(燃料費調整額の算出方法の変更など)を行った際、電磁的方法による書面交付を承諾した約23万件の需要家に対し、契約変更前に、携帯電話のショートメッセージサービス(以下「SMS」といいます。)などを使用する方法で契約の変更内容を通知しましたが、その通知内容は、契約の変更内容の説明として十分ではありませんでした。また、この変更について、約34万件の需要家に対し、電気事業法で交付が義務付けられている書面を交付していませんでした。

さらに、グランデータは、令和4年12月1日付けで電気の小売供給契約の変更(燃料費調整額の算出方法の再変更など)を行った際、電磁的方法による書面交付を承諾した約15万件の需要家に対し、契約変更前に、SMSなどを使用する方法で契約の変更内容を通知しましたが、その通知内容は、契約の変更内容の説明として十分ではありませんでした。

これらに加えて、グランデータの委託先などは、電気の小売供給契約の締結の勧誘などを行った際、他の小売電気事業者の名称に酷似した文言が広告バナーに表示されるウェブサイトを用いるなど、需要家の誤解を招く情報提供などを行っており、グランデータは、委託先に対する指導・監督が十分ではありませんでした。

当委員会は、需要家に対する説明が十分でなかった点について、本年4月27日付けで、グランデータに対して業務改善指導を行いました。その上で、当委員会は、本件に関する更なる調査を行い、その結果を踏まえ、本日、電力の適正な取引の確保を図るため、グランデータに対して業務改善勧告を行いました。

2. 勧告の概要

- ① 今後、需要家に対する説明方法及び社内体制の改善など、必要な措置を講じること。
- ② 今後、契約締結後交付書面の不交付の原因となり得る事象を把握し、是正するための社内体制の改善など、必要な措置を講じること。
- ③ 今後、電気の小売供給に係る供給主体並びに電気料金及びその算出方法について、需要家の誤解を招くおそれのある情報提供を行わないよう、情報提供の方法及び委託先に対する指導・監督を含めた社内体制の改善など、必要な

措置を講じること。

- ④ 前記①から③までに基づいて講じた措置について、自社が電気の小売供給契約を締結している需要家に周知すること。
- ⑤ 前記①から④までに基づいて講じた措置について、令和5年7月31日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

3. 添付資料

[業務改善勧告の詳細について](#)

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引監視課長 池田
担当者:安原、山下、古田
電話:03-3501-1552(直通)